

## 第 69 回京都コンテスト規約

JARL 京都府支部、JARL 京都クラブ主催の第 69 回京都コンテストを次の通り開催いたします。このコンテストは非常時に備えての府内及びその周辺の電波伝搬の調査研究、通信技術の向上、アマチュア無線界の友好増進などを目的とし、JARL 京都非常通信協議会の通信訓練を兼ねて実施いたします。今年度は、規約改正がありますので規約を熟読してご参加下さい。主な変更点は、①電信と電話による重複交信はそれぞれ有効、②郡は町村までマルチを設定、③同一人による複数コールサインの使用は禁止、④18 歳以下はニューカマー係数 (x2.5) を新たに設定 します。

### 1. 開催日時

2025年2月1日(土) 20:00~2月2日(日) 16:00

バンド毎に開催時間が異なる。

2月1日	20:00~22:00	3.5	MHz 帯
2月1日	22:00~24:00	1.9	MHz 帯
2月2日	8:00~9:00	14/144	MHz 帯
2月2日	9:00~10:00	21/144	MHz 帯
2月2日	10:00~11:00	28/50	MHz 帯
2月2日	11:00~12:00	50/1200/2400/5600	MHz 帯
2月2日	13:00~14:00	7/430	MHz 帯
2月2日	14:00~16:00	7	MHz 帯

周波数 (MHz)	2025年2月1日(土)				2025年2月2日(日)								
	20:00	21:00	22:00	23:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	
1.9			1.9										
3.5	3.5												
7											7		
14					14								
21						21							
28							28						
50								50					
144						144							
430										430			
1200/2400/5600									1200UP				

### 2. 参加資格

日本国内の全てのアマチュア局/SWL局

### 3. 使用周波数帯及びモード

上記のアマチュアバンドにおける CW/SSB/FM/AM モード。1.9~430MHz 帯は JARL 主催のコンテストの使用周波数帯による。1200MHz 帯以上はバンドプランに沿って運用すること。

### 4. 交信(受信)の相手局

京都府内の局 : 日本国内で運用する全てのアマチュア局

京都府外の局 : 京都府内で運用する全てのアマチュア局

SWL : 京都府内で運用する全てのアマチュア局

### 5. 参加部門 (カテゴリコード)

部門		カテゴリコード	
		府内局 (I・アイ)	府外局 (O・オー)
シン グ ル オ ペ	マルチ A	IA	OA
	マルチ B	IB	OB
	マルチ C	IC	OC
	1.9MHz	I19	O19
	3.5MHz	I35	O35
	7MHz	I7	O7
	14MHz	I14	O14
	21MHz	I21	O21
	28MHz	I28	O28
	50MHz	I50	O50
	144MHz	I144	O144
430MHz	I430	O430	
1200MHz	I1200	O1200	
2400MHz	I2400	O2400	
5600MHz	I5600	O5600	
マルチ <sup>h</sup>	マルチ	IM	OM
SWL	マルチ	ISWL	OSWL

- 注1) マルチ A : 4バンド以上のシングルオペマルチバンド  
注2) マルチ B : 3バンド以下の シングルオペマルチバンド  
注3) マルチ C : V、U、SHF帯 (50MHz 以上) の シングルオペマルチバンド  
注4) マルチオペマルチバンドに参加したオペレーターは、他のカテゴリには参加できない。

## 6. 交信方法

- (1) 呼び出し 電 話・・・府内局 「CQ京都コンテスト こちらはJA3O×Δ です。どうぞ。」  
府外局 「CQ京都コンテスト こちらは府外局JA3O×Δ です。どうぞ。」  
電 信・・・府内局 「CQ TEST DE JA3O×Δ K」  
府外局 「CQ KT TEST DE JA3O×Δ K」

### (2) コンテストナンバーの交換

#### ■京都府内局：電信、電話

RS(T) + 市区郡符号 (表1参照) + 下記の次の数字または文字

- ・JARL 京都非常通信協議会の登録者は、3桁の数字 (601～799) によるボランティア番号
- ・JARL 登録クラブの社団局は、3桁の登録番号
- ・上記以外の局は運用者名のイニシャル2文字

注) マルチオペ部門で JARL 京都非常通信協議会の登録者が運用する場合は、イニシャルあるいは登録クラブ番号に代えて、運用者のボランティア番号を送出することができる。

(例) 59(9)W10603 (京都市山科区(W10)から JARL 京都非常通信協議会のボランティア番号 603の局が QRVした場合)

(例) 59(9)W07102 (京都市南区(W07)から登録番号 22-1-2のクラブ局が QRVした場合)

(例) 59(9)W04TK (京都市中京区(W04)から京都太郎(TK)さんが QRVした場合)

#### ■京都府外局：電信、電話

RS(T) + 都府県・地域等略号 (表2参照) + 運用者名のイニシャル2文字

(例) 59(9)OSTO (大阪府(OS)から大阪太郎(TO)さんが QRVした場合)

### (3) 交信上の禁止事項

- ・クロスバンドによる交信
- ・同一部門におけるコンテスト中の運用場所の変更
- ・シングルオペの同一または異なるバンドにおける2波以上の電波の同時発射
- ・マルチオペの同一バンドにおける2波以上の電波の同時発射
- ・マルチオペの複数地点からの運用
- ・レピータによる交信
- ・同一人による複数コールサインの使用

## 7. 得点及びマルチプレイヤー

### (1) 得点

- 京都府内局： 相手局が京都府内局の時は2点、府外局の場合1点、  
京都府外局及びSWL： 相手局が京都府内局の時は1点、府外局の場合0点、  
※同一バンドにおける同一局との電信と電話による重複交信は、それぞれ得点になる。

### (2) マルチプレイヤー

第一マルチ・・・各バンドで得た異なる京都府内の市区郡、都府県・地域等 (京都府内局のみ)

第二マルチ・・・各バンドで得た異なる JARL 京都非常通信協議会のボランティア番号、府内登録クラブの登録番号

(第一マルチと第二マルチの合計をマルチプレイヤーとする。非常通信協議会登録局や登録クラブとの交信によって1交信で同時に複数のマルチプレイヤーが発生する場合がある。例：「W10」が未交信で、「W10603」のコンテストナンバーを交信相手から得た場合、この1交信で「W10」と「603」で2マルチを獲得したことになる。)

注) 当コンテストでは JARL 京都非常通信協議会の周知、啓発のためボランティア番号をマルチプレイヤーに設定する。

### (3) ニューカマーマルチプレイヤー

係数 (×2.5)・・・18歳以下のシングルオペ

係数 (×2.5)・・・19歳以上で、2024年2月5日 (第68回コンテスト開催日の翌日) 以降に初めて局を開設したシングルオペ

係数 (×1.5)・・・19歳以上で、2023年2月6日 (第67回コンテスト開催日の翌日) 以降に初めて局を開設したシングルオペ

係数 (×1.2)・・・19歳以上で、2022年2月7日 (第66回コンテスト開催日の翌日) 以降に初めて局を開設したシングルオペ

係数 (×1)・・・上記以外

#### (4) 総得点の計算方法

##### a) マルチバンドの場合

[各バンドにおける得点の和] × [各バンドで得たマルチプライヤーの和] × [ニューカマーマルチプライヤー係数]

##### b) シングルバンドの場合

[当該バンドにおける得点の和] × [当該バンドで得たマルチプライヤーの和] × [ニューカマーマルチプライヤー係数]

※総得点の小数点以下の端数は切り上げる。

#### 8. 書類の提出

(1) 電子ログを推奨する。郵送で提出する場合には、JARL 制定または同様のログシート、サマリーシートを用い所定の事項を記入。

サイズは A4 または B5 に限る。ゲストオペレーター運用時は実運用者名でサマリーを提出すること。

電子ログは、JARL コンテスト委員会制定の形式とする。

(詳細は JARL 京都府支部 Web <http://www.jarl.com/kyoto/contest/KT/emailent.htm> を参照 )

(2) ① シングルバンド部門は 2 部門まで提出ができる。シングルバンド部門とマルチバンド部門の重複提出は認めない。

② マルチオペマルチバンド部門に参加したオペレーターは、他のカテゴリへのログ提出はできない。

マルチバンド部門は 1 部門のみ提出できる。

③ 電子ログの場合、訂正等で複数のログ提出があった場合は参加部門ごとの最新の 2 ログを有効なログとする。参加部門変更等により前述の提出可能なログ数を超えた場合は、サマリーシートの意見欄に有効とするログがわかるように明記すること。(最初にマルチバンド C 部門に提出し、その後、シングルバンド 144MHz 部門と 430MHz 部門に変更した場合は、シングルバンド部門とマルチバンド部門の重複提出になる場合があるため。) 紙ログの場合、提出部門毎にサマリーとログを綴じ、書類を明確に分離して提出すること。電子ログの場合は、1 電子メールに 1 部門の提出とする。

(3) チェックログは参加部門のログシートと明確に分けて提出し、サマリーシートの意見欄にチェックログである旨を明記すること。やむなく参加部門のログに混在させて提出する場合は、該当部分の得点を 0 とし、マルチプライヤー欄を空欄として提出すること。またサマリーシートの意見欄に“このログの 7MHz QSO 分はチェックログです”等、どの部分がチェックログかを明記すること。電子ログの場合は、件名を CALLSIGN:CL とし、提出先アドレスに送付すること。

(4) サマリーシートとログシートの内容は一致していること。

(5) 入賞対象局については、交信時に記入したログの提出を求められることがある。

(6) 同得点の場合は、最終 QSO 時刻が早い局を上位とする。

(7) マルチオペ部門にログを提出する場合は、意見欄にオペレーターのコールサイン(または氏名)及び資格を明記すること。

(8) ニューカマーマルチプライヤーにて係数(×2.5~1.2)を算入した局については、18歳以下は生年月日、それ以外は局免許年月日をサマリーシートの意見欄に明記すること。後日、確認のため、従事者免許証または無線局免許状の写し等の提出を求められることがある。なお、コンテスト結果にはニューカマーであることが明記される。

(9) 提出締切日 2025年2月28日(消印有効)電子メールの場合はサーバ受信時のタイムスタンプにて判断する。

(10) 提出先 郵送) 〒617-8691 京都向日町郵便局私書箱 21 号 JARL 京都クラブコンテスト係  
電子メール) kt-test@ja3yaq.ampr.org

#### 9. 賞

上位局には京都府知事賞などの賞を贈る。複数部門にエントリーしたものはエントリー毎に取り扱う。

#### 10. 失格事項

- ・電波法またはこれに基づく命令に違反した場合。
- ・本コンテスト規約に違反した場合。
- ・虚偽の内容報告がある場合。
- ・提出書類などが不備な場合。
- ・その他、本コンテスト委員会が失格と判断した場合。

#### 11. 結果発表

JARL 京都クラブ News、JARL NEWS、JARL 京都府支部の Web 等に発表。結果の郵送を希望する局は、110 円切手を貼った長形 3 号(120×235)サイズの返信用封筒を同封すること。

#### 12. コンテストレビュー

提出されたログ、サマリー情報をもとに参加者の状況を分析し、意見・コメントとともに結果を JARL 京都クラブ News、JARL 京都府支部の Web 等に発表(昨年度の実績は 27 ページ)。コンテスト結果に加えてコンテストレビューを郵送で希望する局は、意見欄に「コンテストレビュー送付希望」と記載の上、110 円切手 5 枚(送付代及び印刷代)と角形 2 号(240×332)サイズの封筒(切手は貼らないでください。)を同封すること。電子メールにて書類提出の局には電子メールにて個別に結果を送付する。なおコンテストレビューにコメント内容の掲載を希望しない場合は、サマリーの意見欄を空白にするか、希望しない旨を明記すること。

13. 参加証

参加証を希望する場合は、110円切手を貼った洋形2号(114×162)サイズの封筒を同封すること。なお、結果及びコンテストレビューの郵送を希望した局にはあわせて参加証を郵送する。この場合、洋形2号のサイズの封筒は不要。

14. 後援、協賛

京都府、京都市、京都新聞社、その他

15. JARL 京都非常通信協議会について

JARL 京都非常通信協議会については JARL 京都府支部のホームページを参照のこと。

URL は <http://www.jarl.com/kyoto/oso/kyoutei/kyoutei1.htm>

16. 問い合わせ等

その他、不明な点についての問い合わせは必ず SASE または、電子メール(問い合わせ専用アドレス: kyoto-contest-toiawase@ja3yaq.ampr.org) で問い合わせること。電話での問い合わせには絶対応じない。

規約・結果・電子ログ 提出方法などは JARL 京都府支部のホームページでも見ることができる。

なお、コンテスト結果に対する異議の申立、再審査、裁定については JARL コンテスト規程に準じる。

17. その他

本規約に特に記載がない事項は JARL のコンテスト規約に準じ、その規約にも記載がない場合は、京都コンテスト委員会が判断する。本規約は <http://www.jarl.com/kyoto/contest/kt-test.htm> にも掲載する。

表1 京都府内の市区郡符号

福知山市	C02	乙訓郡大山崎町	G03A	北 区	W01
舞 鶴 市	C03	久世郡久御山町	G06A	上 京 区	W02
綾 部 市	C04	相楽郡笠置町	G08A	左 京 区	W03
宇 治 市	C05	相楽郡精華町	G08D	中 京 区	W04
宮 津 市	C06	相楽郡南山城村	G08E	東 山 区	W05
亀 岡 市	C07	相楽郡和束町	G08G	下 京 区	W06
城 陽 市	C08	綴喜郡井手町	G10A	南 区	W07
長岡京市	C09	綴喜郡宇治田原町	G10B	右 京 区	W08
向 日 市	C10	船井郡京丹波町	G12G	伏 見 区	W09
八 幡 市	C11	与謝郡伊根町	G14D	山 科 区	W10
京田辺市	C12	与謝郡与謝野町	G14E	西 京 区	W11
京丹後市	C13				
南 丹 市	C14				
木津川市	C15				

表2 京都府外の都府県・地域等略号

宗 谷	S Y	秋 田	A T	愛 知	A C	徳 島	T S
留 萌	R M	山 形	Y M	三 重	M E	愛 媛	E H
上 川	K K	宮 城	M G	滋 賀	S I	高 知	K C
オホーツク	O H	福 島	F S	奈 良	N R	福 岡	F O
空 知	S C	新 潟	N I	大 阪	O S	佐 賀	S G
石 狩	I S	長 野	N N	和 歌 山	W K	長 崎	N S
根 室	N M	東 京	T K	兵 庫	H G	熊 本	K M
後 志	S B	神 奈 川	K N	富 山	T Y	大 分	O T
十 勝	T C	千 葉	C B	福 井	F I	宮 崎	M Z
釧 路	K R	埼 玉	S T	石 川	I K	鹿 児 島	K G
日 高	H D	茨 城	I B	岡 山	O Y	沖 縄	O N
胆 振	I R	栃 木	T G	島 根	S N	小 笠 原	O G
檜 山	H Y	群 馬	G M	山 口	Y G		
渡 島	O M	山 梨	Y N	鳥 取	T T		
青 森	A M	静 岡	S O	広 島	H S		
岩 手	I T	岐 阜	G F	香 川	K A		